## 第165回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成27年5月25日(月)10:00~11:30 県庁10階 特1会議室

## 2 出席者

(1)委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員、川添委員、渡邉委員、北澤委員、柳委員

(2)事務局

商工部中小企業振興課

## 3 審議事項

- (1)「不知火コミュニティショッピングプラザ」に係る変更届出について
- (2)「(仮称)ドラッグコスモス石崎店」に係る新設届出について
- (3)「ホームプラザナフコ志免店」に係る変更届出について
- (4)「(仮称)ドラッグコスモス八女納楚店」に係る新設届出について

## 4 議事要旨

(1)「不知火コミュニティショッピングプラザ」の変更届出について、事務局から届出、前回審議 の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回 目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(2)「(仮称)ドラッグコスモス石崎店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及 び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議 を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3)「ホームプラザナフコ志免店」の変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4)「(仮称)ドラッグコスモス八女納楚店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、 店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員からグレーチング、店舗出入口と駐輪場の間の幅員、騒音予測値の算定方法、下水道に ついて質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。